

東京家庭裁判所委員会議事概要

平成16年3月24日（水）に開催された家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時

平成16年3月24日（水）午後2時から4時30分まで

2 場 所

東京家庭裁判所大会議室（19階）

3 出席者等

(1) 家事関係委員（五十音順）

東京都女性相談センター所長	木 川 幸 子
東京都福祉局子ども家庭部長	白 石 弥生子
東京家事調停協会長	仲 林 義 雄
東京都社会福祉協議会福祉部長	中 村 孝 一

(2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	大 石 忠 生
愛光女子学園長	黒 川 和 子
東京少年鑑別所長	山 下 武 子
東京地方検察庁刑事部長	渡 辺 恵 一

(3) 学識経験者等委員（五十音順）

元NHK放送研修センターチーフアナウンサー	遠 藤 敦 子
元共同通信社編集局総務兼関東総局長	中 原 鐵 治

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	堀 川 末 子
第一東京弁護士会所属 弁護士	伊 藤 正 義
第二東京弁護士会所属 弁護士	杉 井 静 子

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長	中 込 秀 樹
東京家庭裁判所家事部所長代行	石 田 敏 明

東京家庭裁判所少年部所長代行

長岡哲次

(6) その他

首席家庭裁判所調査官

鶴岡健一

家事首席書記官

小森雅夫

少年首席書記官

矢野孝則

事務局長

中山利典

総務課長

今村彰

総務課課長補佐

後藤健司

(後見センター関係説明者)

東京家庭裁判所判事

坂野征四郎

東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官

川田哲夫

東京家庭裁判所主任書記官

加藤智也

4 議題

(1) 人事訴訟事件について

(2) 後見センターについて

(3) 広報関係について

(4) 次回以降の予定

5 議事

(1) 東京家庭裁判所長あいさつ

本日の審議の内容につきましては、前回、御質問、御提言等がありました点について取り扱いたいと考えております。

第1点目は、この4月から人事訴訟が地方裁判所から家庭裁判所に移管されるに伴い、相当数の事件の係属が見込まれることから、そのための準備を進めてまいりました。そこで人事訴訟事件が家庭裁判所の中でどういう手続になり、どういう態勢になるかについて御説明申し上げます。

第2点目は、前回、支部と本庁で後見事件の鑑定費用が違うという話がございました。東京家庭裁判所本庁では、成年・未成年後見事件を、一元的に、また後見開始と後見監督の双方を取り扱う専門係として、昨年4月から後見センターを設けました。家庭裁判所調査官、裁判所書記官が同室で一緒に仕事を行うように、また、裁判官もその事件を主に行うようにしました。これにより

後見開始に至るまでの審理期間が劇的に短くなりました。本日は、担当の裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官からその手続や実情について説明をし、その上で御意見を賜わりたいと思います。

第3点目は広報関係でございます。これは前回、ホームページにもう少し手続その他について載せたらどうか、という御提言がございました。東京家庭裁判所の手続については、家事事件、少年事件とも全国の中心的な役割を果たしており、種々の団体、機関から、講師や講演の依頼があり、その都度、職員を派遣しています。そのようなことを含めて、東京家庭裁判所がどのような広報をしているか、ということについて実情を紹介申し上げ、御意見を承りたいと思っております。

以上の三つの柱を設けましたので、お聴きいただきました上、御意見を賜れば幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 人事訴訟事件について

(裁判所委員)

最初に移管の意味、背景について説明します。家庭裁判所へ人事訴訟を移管するということは、これまで地方裁判所で審理していた離婚訴訟や認知請求などの人事訴訟を、この4月からは家庭裁判所が担当するということです。離婚を例に採ると、これまで離婚をしたいと思った人は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立て、調停委員を間に挟んで協議・調整をして、そこで話合いがまとまると離婚が成立し解決しますが、合意ができない場合、離婚をしたい当事者は、これまでは地方裁判所に離婚訴訟を提起しなければなりません。訴えを起こす国民の側から見ると、同じ夫婦の離婚の争いなのに、調停手続は家庭裁判所で、訴訟は地方裁判所で、というのはどうも分かりにくいという指摘が強くありました。また、最近の離婚訴訟は、未成年の子どもの親権を巡る紛争を主要な争いとするものが増えておりますが、地方裁判所ではなかなか審理しにくいということがありました。家庭裁判所には家事調停や家事審判に関与して成果を上げ、その仕事内容も信用されてきた家庭裁判所調査官が置かれており、その家庭裁判所調査官を人事訴訟、とりわけ子どもに関する事項の審理に活用することで、より適切で実態に即した審理ができるのではないかと言われていました。さらに、例えば離婚訴訟をしている夫婦の間でも子どもの奪い合いや

生活費の分担などについて争いが起きることがありますが、こういう争いはこれまでも家庭裁判所が担当することになっていました。同じ争いなのに、離婚訴訟は地方裁判所で、他方は家庭裁判所で争わなければならない、どうして同じ夫婦の争いなのに一つの所でやってもらえないのかという不満があったようです。司法制度改革審議会で、国民の裁判所へのアクセス、国民の利用しやすい手続という観点から、人事訴訟を家庭裁判所が担当すべきではないかという意見が出され、今申し上げたようなことが総合的に考慮され、今回移管が実現して人事訴訟法が制定され、この4月1日から新たに提起される人事訴訟について家庭裁判所が担当することになりました。

次に移管の範囲について、つまり、どのような事件を家庭裁判所が担当するか、という点について説明いたします。いろいろ議論はありましたが、結局、離婚請求を中心とする人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求事件（離婚原因を作った者に対する慰謝料請求事件など）が家庭裁判所の管轄になりました。簡単に言うと、夫が不貞をした場合、離婚請求をする妻が、離婚請求とともに夫の不貞の相手方に対して慰謝料を請求するような場合には、慰謝料の請求も併せて家庭裁判所で審理することができます。人事訴訟事件としては、他に、離縁、認知、嫡出否認などの身分関係を新たに作ったり、これまでの身分関係を解消したりする事件ということになります。このほかに家庭裁判所で審理するのが相当かどうかについて検討されたものもいくつかありました。その最も大きなものが遺産分割の前提問題といわれるものです。亡くなった人の遺産を分けようという手続の場合には、協議ができないと家庭裁判所で、調停・審判をして解決するということになりますが、そのような調停・審判の前提としては、ある物が遺産なのかどうか、あるいは亡くなった方の遺言書が有効か無効か、遺言書をどのように解釈するのが正しいか等が問題となることがあります。これらは遺産分割をするのに先立って判断する事項ということで「遺産分割の前提問題」という言葉を使っていますが、こういう事柄は、地方裁判所で審理されています。今回の移管に伴い、家庭裁判所で遺産分割の調停・審判を行っているのだから、その前提問題についても併せて家庭裁判所で行ってはどうか、ということも議論されましたが、結局、引き続き地方裁判所で審理するのが相当ということになり、家庭裁判所の担当になりませんでした。

次に、土地管轄について話します。土地管轄というのは、どこの土地の家庭裁判所で訴訟をするのか、どこの土地の家庭裁判所に訴訟を起こすのか、という問題です。新しい人事訴訟法では、原告又は被告、どちらの住所地の家庭裁判所でも訴訟を起こせるようになります。これまでは、例えば、小さな子どもを連れて東京から福岡の実家に戻った奥さんが離婚訴訟を起こそうとすると、以前同居していた東京でしか訴訟ができませんでした。これは、幼い子どもを抱える妻にとって非常に酷な結果だと言われていました。今回の改正では、夫又は妻双方の住所地で裁判を起こせるようになり、便利になりました。どちらで最終的に裁判をするのが相当かは、子どもの住所地、その事件の重要証人になると思われる者の住所地等、総合的に考慮して決められることとなります。併せて、特に必要と思われる場合には、双方の住所地ではないけれども、たまたま調停をした家庭裁判所でも訴訟ができることになりました。これを自庁処理といい、調停と訴訟の連続性、当事者の便宜、審理の充実というようなことを考慮したものといわれています。例えば、札幌と福岡に住んでいる夫婦が、東京でかなり長期間かけて調停をしたけれども結局不調に終わったというケースでは、東京の家庭裁判所でも訴訟をすることができる、ということだろうと思います。以上のように、裁判を起こす土地については、これまでと比較すると、相当柔軟になり、当事者にとって便利になったと言えます。

次に、審理方法について4点お話をします。一つ目は、家庭裁判所調査官を活用できるようになったことです。離婚裁判をする場合に未成年の子の親権者を指定しなければなりませんし、それ以外の子どものことを決める必要が出てくる場合がありますが、これまで地方裁判所の審理では、子どもに親権者についての意向を聴きたいと思っても、小さな子どもの場合にはもちろん聴くことはできませんでしたし、ある程度の大きな子どもの場合でも、証人尋問という方法でしか聴くことができませんでした。そのようなことは子どもの福祉にとっては好ましいものではないと言われておりました。また、これまでは裁判所側が子どもが現に生活している場所を直接見に行くということも実際にはできませんでした。そのために証拠が少なくて微妙な事案になればなるほど適切な判断がしにくく、判決をする裁判所の悩みでもありました。この点、家庭裁判所調査官を活用し、柔軟で実効性のある方法で資料を集め、子どもの利益をよ

り考慮した判断ができるようになりました。二つ目は、裁判に参与員が関与することです。これは民事や刑事の裁判を含め、国民が何らかの形で裁判手続に関与する新しい制度です。身分関係は、国民の社会生活の基礎となるものであり、それを新たに作ったり、解消したりすることを職業裁判官だけで行うのはどうなのか、国民の良識を何らかの形で反映させてはどうかということで参与員が関与するということになりました。参与員の役割は、事件ごとに指定を受けて、証拠調べや和解に立ち会い、意見を述べることです。評決権、結論についての決定権はありません。どのような事件に、どのような時期から関与するかは、裁判所の判断に任されておりますが、運用としては、離婚、離縁事件などに立ち会い、裁判官の許可を得て質問し、判決をする場合には、離婚原因の有無、慰謝料の額、親権者はどちらが相当か、などについて意見を述べてもらうことが予定されております。三つ目は、非公開とすることで証人尋問などを傍聴人のいない法廷で行うことができるようになったことです。人事訴訟の中には、子どもの出生に関わる秘密や真の私的生活に関わる事項で、他人の前ではなかなか言いにくいということがたくさんあります。身分関係をきちんと確定するということは、公益性の高い事柄ですから、証言をはばかることによって誤った身分関係が作られるのは相当ではありません。そこで、公開の法廷で証言することによって社会生活を営むのに著しい支障があるような場合のために、非公開の法廷で行い易くするための手続が定められました。四つ目は、裁判所で和解をしたらすぐに離婚とか離縁の効果が発生するようになったことです。これまでは地方裁判所の和解手続で離婚の合意ができて、直ちに離婚の効果は発生しないとされておりました。これからは調停と同様に、訴訟上の和解がまとまれば、直ちに離婚の効果が発生することになりました。

次に、今回の改正が、現在の地方裁判所の人事訴訟に与える影響について、一、二点お話しします。これまでの法律である人事訴訟手続法は廃止されましたが、人事訴訟法の附則で多くの規定についてはこれまでどおりとされ、3月31日現在で地方裁判所に係属している事件は、基本的にはこれまでどおりの手続で行われます。ですから4月1日以降に、これまでの事件を家庭裁判所に移送することができるわけではありせんし、地方裁判所で家庭裁判所調査官を使えるわけでもありません。変わる点で一番大きいのは、4月1日以降、訴訟

上の和解を地方裁判所であれば、家庭裁判所におけると同様に直ちに離婚、離縁の効果が発生することになりました。

最後に、調停と訴訟の関係についてお話しします。調停と訴訟の関係は、これまでと同様に手続が分断されています。訴訟を起こす場合は改めて家庭裁判所に訴訟を起こさなければいけませんし、訴訟の提起を受けた家庭裁判所の裁判官が、当事者が知らないところで調停記録を勝手に見ることもできません。ですから調停の時に出した証拠でも、必要なものは改めて出してもらわなければなりません。また、調停前置主義も維持されました。家庭に関する争いを、いきなり訴訟手続で、公開の法廷で争われるということは、やはり相当ではありません。家庭の平和と健全な親族共同生活を維持し、円満な解決を図るためには家庭裁判所の調停で解決するのが第一次的には望ましいという理解はこれまでどおりです。家庭裁判所としては、調停が訴訟の単なる前段階や通過点にならないように、これまで以上に努力をしたいと思っています。

(委員長)

ただ今の御説明の中で、何か質問や意見がございましたらお願いします。

(弁護士委員)

家庭裁判所調査官が、人事訴訟事件に関与することになると、人的な補充が必要だと思いますが、東京家庭裁判所としては、その点はどのように考えていますか。

(裁判所委員)

家庭裁判所調査官の人員は、この4月からは、人事訴訟にとりあえず4人を担当させようと考えています。人員増のほかに、いろいろな部署で努力をして、これだけの人員を生み出しました。実際に、これで十分か否かはよく分かりませんが、人事訴訟が始まった後、柔軟に対応しなければいけないと思っています。

(弁護士委員)

家庭裁判所調査官をどの程度人事訴訟に利用しようと考えているのか、もちろん最終的には裁判官が判断することになると思いますが、ある程度のガイドラインを検討しているのですか。

(裁判所委員)

一般的にどういう場合に家庭裁判所調査官が関与するのがいいのか、調査命令を出すときにどういう点に重点を置いて命令を出すのがいいのかということは検討しています。最終的には担当する裁判官の判断になりますが、そうはいつでも同じ東京家庭裁判所で裁判官ごとにもあまりズレがあっても具合が悪いと思われま。ただ、こちらが危惧しているのは、どんな事件でも調停を簡単に済ませて、訴訟で家庭裁判所調査官に関与させるというのは相当でないと考えています。調停でできることは極力調停で行い、仮に訴訟になった場合でも、特に、離婚や離縁のような当事者の任意処分が許されている事項は、第一次的には、当事者に必要な資料を出してもらい、主張してもらって、ある程度の証拠調べをして、それでも判断が付きにくい場合、あるいは調査をするのが相当な事件について調査命令を出すことになるのではないかと考えております。

(委員長)

東京地方裁判所では、人事訴訟事件が年間1000件くらいあり、それが東京家庭裁判所に来ることになりますし、そのうち附帯請求事項として子の監護に関する処分を求める事件がどのくらいあるのかについては、正確な統計はありません。仮に半分くらいだとしても、その中で調査命令をどのくらい出すことになるのかについては、はっきりとした予測ができません。4月に配置する4人の家庭裁判所調査官について、手一杯の状態となれば増員を考えなければならないことになるでしょうから、様子を見ながらやっていきたいと考えています。

(弁護士委員)

参与員はどのくらいの数になるのですか。

(裁判所委員)

東京家庭裁判所の本庁は、外部の推薦機関から確保したのは52人で、そのうち男性が22人で、女性が30人です。内部の調停委員や家事審判法による参与員の中から確保したのは60人で、男女各30人です。八王子支部では、外部からの人数が13人、そのうち男性が7人、女性が6人で、内部からの人数が20人で、男女各10人です。

(弁護士委員)

人事訴訟事件1件に参与員を必ず付けることにはならないのですか。

(裁判所委員)

新しい制度ですから、裁判所としては、参与員にできるだけ関与してもらいたいとは思っていますが、公示送達事件とか、ほとんど争いのない事件は、参与員を付すべき事件からは除かれると考えていますし、親子関係の存否、認知や嫡出否認のように科学的な鑑定ですぐ結論が出るような事件は、参与員の意見を聴くのが相当な事件とは言えないと思っています。最終的には、これも担当する裁判所が決めることになります。また、どの時期から参与員にお願いするかも担当の裁判官が決めることですが、訴状が出されたときにすぐ決めるという事件は多くないと思います。やはり、1、2回口頭弁論をし、争点が明らかとなり、証拠調べが必要となった段階で参与員を付ける率が高くなるのではないかと想像しております。

(委員長)

離婚原因に争いがある事件、慰謝料の額が問題となる事件、親権をどちらの親にするのが相当かということが問題となる事件については、参与員に関与をお願いすることになるのではないかと考えています。参与員を付けるか付けないかは、担当する裁判所の裁量によるではありますが、なるべく利用しようというのが、当庁の裁判官の意見だろうと思います。

また、実際の人事訴訟では、一つの事件で男女二人のペアで立ち会ってもらうことを考えています。

(少年関係委員)

家庭裁判所の発足以来、参与員制度は設置されましたが、争訟性のない事件について使われることが多く、必ずしも活用されてきたとはいえないと思われます。今回、人事訴訟法で参与員制度が表看板の一つに上げられたわけですから、その活用には積極的な姿勢で臨んでいただきたいと思っていますし、その点での裁判官の意欲を高めるための支援策を御検討いただきたいと考えます。私が弁護士として家事審判事件に関与する中でも、親権者の変更事件や子の監護者の決定の事件が多いのですが、現実の審判において、法律家が適切な判断ができるものか、裁判所の判断に対して当事者が本当に満足しているのかについてはかなり問題があると思います。争訟性のある事件においては、コンセンサスが得にくいという性格がありますので、そこに一般の人の常識を入れていくと

ということが世間の納得を得る意味でも重要なことだと思います。一般の人の常識を活用することによって、裁判所に対する世間の見方も変わっていくということも意識していただいて、参与員の活用については、格別の利用を図っていただきたいと思います。

(委員長)

担当の裁判官には、よく伝えておきます。

(弁護士委員)

今回、調停委員の中から採用された人がいるということでしたが、調停委員の中でも参与員になる方と、ならない方がいると思います。その区別はどこでしているのですか。また、外部の、調停委員でない方から参与員に採用したというお話がありましたが、どのような基準で採用したのですか。

(裁判所委員)

まず内部について、本来は、広く国民の良識を人事訴訟に反映させるということになると、ずっと裁判所と関わりを持ってきたような人が参与員となるのがふさわしいのかという問題はありますが、東京家裁のように事件がたくさん来る可能性がある所で、参与員が集まらなければ参与員に事件に関与してもらうこともできませんので、外部の推薦機関にもできるだけ広く声をかけるとともに、調停委員や家事審判法による参与員からも選ぶということになりました。ただ、内部の調停委員の平均年齢は高く、60歳以上の方が大半です。離婚訴訟の当事者は、若い人もいますので、そういうところに参与員として70歳近い人だけが座っているのでは具合が悪いのだろうと思います。ですから調停委員や家事審判法による参与員からの方については、できるだけ若い方を中心に選任しました。それ以外に、特別のことを考慮して選んだということは一切ありません。

外部の方は、東京都、PTA連合会等、思いつく限りの各種団体の方に事務局がパンフレットや仕事の内容等を説明する文書を持参して推薦の依頼をし、それら各種団体から推薦を受けた方を面接し、そのほとんどの方に参与員になっていただきました。何百人も応募があつて、先ほど述べた人数に絞ったということではありません。やっとならば先ほどの人数を集めたというのが実情です。ただ、面接をした印象では、皆さん非常に意欲を持って、真面目に一所懸命やろ

うという様子が伝わってきました。

(事務局長)

外部の推薦機関としては、東京都、社会福祉協議会、青年会議所、商工会議所、中学・高等学校のPTA連合会、YWCA等に推薦のお願いに伺いました。公募方式も考えましたが、推薦をいただけるような方から選任するのが相当ではないかということになりました。また、推薦いただく際に、御高齢の方の推薦はなるべく御遠慮いただき、30代から50代までの方を多く推薦いただきたいということをお願いしました。

(裁判所委員)

ちょっと不正確ですが、たぶん東京家裁では、外部の人と内部の人の割合では、全国の平均から見ると、外部の人をより多く採用している庁だと思えます。外部の人だけでやっている裁判所もありますが、内部の人だけでやっている裁判所もあったように聞いています。

(家事関係委員)

家庭裁判所に移管後の人事訴訟の審理期間についてはどのように考えているのですか。

(裁判所委員)

家庭裁判所に事件が来たら審理期間が延びてしまったというのでは非常に具合が悪いとは思っています。できるだけ今と同じ程度か、それより短くしたいと思っています。ただ、とりわけ微妙な事件について家庭裁判所調査官が関与したような場合に、当事者が調査に協力しない、子どもが病気でなかなか会えないという事態が発生したときに、調査期間の分だけ審理期間が延びる可能性があります。これも調査命令をどの段階で出すかという問題とも関わっており、必要な審理が終わってから調査命令を出すのではなく、審理の必要な段階で速やかに出せば、最終的な判決の時までには調査が間に合い、調査の分だけ審理期間が当然に遅れるということにはならないのではないかと考えています。

(委員長)

地方裁判所での人事訴訟事件の審理期間の平均は9箇月余りですから、それより遅れないように努力したいと考えております。それとは別に、離婚訴訟は、控訴される割合が他の通常の民事事件と比べて高いのですが、家庭裁判所調査

官による調査をすることにより控訴率を低く抑えることができるかもしれません。これは予測ではありますが、もしそういうことになると、最終的な解決までの期間は短縮されるということがいえるかと思います。

(3) 後見センターについて

(後見センター裁判官)

痴呆性高齢者の増加や介護保険制度の導入を直接のきっかけとして、平成12年4月1日から新しい後見制度が施行になりました。従来の制度は、禁治産、準禁治産という制度でしたが、これに代えて、まず法定後見については、判断能力の低い順序から、後見、保佐、補助という制度になりました。また、これとは別に、任意後見制度、つまり契約で後見人に行ってもらうことを決めるという制度がスタートしました。施行から間もなく4年になろうとしています。申立件数は、先ほどの三つの類型を合計すると、全国では、禁治産、準禁治産制度時代の平成11年は約3700件、3月31日までが旧制度だった平成12年は約8500件、平成13年は約1万2000件、平成14年は約1万6000件と推移しています。八王子支部を含む東京家庭裁判所全体の申立件数の推移は、平成11年が470件、平成12年が約1200件、平成13年が約1800件、平成14年が約2500件となっています。つまり旧制度から新制度になった時に、申立件数は旧制度の2倍以上に増え、その後毎年3割強ずつ増加しています。八王子支部を含む東京家庭裁判所全体の事件数は、全国の14.5パーセントの割合を占めております。各類型別の割合は、後見が84.5パーセント、保佐が10パーセント、補助が3パーセントないし5パーセントです。

東京家庭裁判所の本庁では、こうした事件数の増加に対処するため、まず、平成14年4月に、後見監督事件の処理を集中的に行う係として後見監督センターを発足させました。後見監督とは、後見人の仕事が適正にされているかどうかを監督するものです。成年後見は本人が亡くなるまで続きますので、後見開始とともに本人が亡くならない限りは監督を要する事件が加算式に増えていきます。現在、東京家庭裁判所本庁で後見監督を要する事件は、三千数百件に及んでいます。後見監督をするに当たっては、まず、後見人に対して、一定の時期に、財産状況や収支状況を含む後見事務について報告を求めます。この報

告に基づき、点検を行い、問題点を指摘し、その他の対応をしていきます。多くの事件について一定の時期に報告書を求めなければなりませんので、忘れずに行うために、パソコンに事件ごとの報告書の提出を求める時期の情報を入力しておき、その時期が来た時に後見人等に対し照会書を出します。このようなやり方が後見監督の事務処理の効率化に大きな成果を上げました。その成果を踏まえ、昨年4月から後見開始の受付相談から後見監督の終了までを一つの係で集中的に行うこととし、名称も後見センターと改めました。現在スタッフは、裁判官2人、家庭裁判所調査官が10人、裁判所書記官が8人、裁判所事務官が2人、合計22人で構成されています。配置上の特徴は、家庭裁判所調査官と裁判所書記官が同室で机を並べて執務し、連携と協働を図っていることです。従来、家庭裁判所調査官は裁判所書記官と採用・昇進のルートが違い専門性もあるということで、調査官室という独立の部屋を与えられて仕事をしてきましたが、後見センターでは裁判所書記官と一緒にの部屋で執務しており、従来の伝統からしますと画期的なことです。後見センターにおける事務処理の狙いは、迅速に処理すべき事件は迅速に、丁寧な対応を要する事件は丁寧に対応することです。その特徴は、申立てに関する情報を早期に入手し、鑑定を早期に実施することです。また、従来は、私どもの言葉では「包括調査」と呼んでいる、すべての関係人の財産状況等を家庭裁判所調査官がすべて調査する方式を採っていましたが、後見センターでは、個別調査といって、主として本人の調査が多いのですが、調査を具体的に特定して行い、あとは裁判所書記官や申立人に事件進行の協力をしてもらうという処理態勢で行っています。このような事件の集中処理と事件処理の工夫によって、審理期間は大幅な短縮を見ております。従前の平均審理期間は、全国平均も東京家裁も4か月ないし5か月でしたが、後見センター発足後は、2か月弱となり、半分以下になっております。

一方では、こうした成年後見制度の趣旨に反する申立ても結構あります。この制度を相続争いの手段にしたり、財産目当ての申立てがあったりして、これに対して紛争が生じている事件があります。他方では、身寄りも財産もない方の事件もあり、こうした問題が私たちを悩ませています。この制度が正しく理解されて利用されること、保護を要する方に保護の手が差し伸べられることを私どもとしては願っています。

(後見センター主任書記官)

後見センターの事務処理態勢は、現在、開始係と監督係という二つの係に分かれています。開始係は、後見・保佐・補助の開始事件の基本となる事件を主に処理している係です。監督係は、後見人等が選任された後に、後見人等が適正に後見事務を行っているかどうかを点検する監督処分事件、後見人選任後に居住用不動産を本人の療養監護費用を捻出するために売却する居住用不動産処分事件、後見人と本人との利益が相反する場合に本人に代わって行為をする特別代理人の選任事件、後見人等への報酬を付与する報酬付与事件、というような付随事件を担当しています。

開始係の担当する後見等開始事件の事務処理の流れを説明します。後見センターへ手続相談に来られた方には、まず、「成年後見申立の手引き」という説明書を読んでいただき、申立に必要な資料をワンセットにして配布します。同じ資料は、ファクシミリサービスやホームページからも取り出すことができます。従来は、後見事件の手続相談や受付は、他の家事事件の相談等と同様に1階の家事相談室と事件係で行っていましたが、後見センター立ち上げ後は、すべて1・3階の後見センター窓口で対応することになりました。手続相談や受付の段階から、手続等について熟知した担当者が対応するため、相談や申立ての当初から、後の後見監督までをも見据えた統一的な事務処理が可能となりました。開始事件の処理の中で一番変わったのは、申立ての段階で即日事情聴取をしていることです。また、相談を受けた際に、申立て時には申立人に後見人等候補者を同道して申立書を持ってきてくださいとお願いをします。申立てを受け付けると、担当者が申立人と後見人等候補者から申立ての動機、本人の生活状況、本人の財産状況、本人と後見人等候補者の利害関係の有無、あるいはこの手続を進めることについての親族間の紛争の有無、というような手続進行に必要な情報をその日に伺います。本人を同行している場合は、家庭裁判所調査官が即日で本人調査も行います。即日事情聴取は、だいたい40分から1時間をかけて行うので、受付審査等に要する時間も含めて2時間程度かかります。ですから、それくらい時間に余裕のある日に来てください、とあらかじめお願いをしています。その後、通常は家庭裁判所調査官による本人調査、それから裁判所書記官による親族に対する意向照会を行い、専門家である医師に対する

鑑定依頼を行い、裁判所書記官と家庭裁判所調査官がそれぞれ仕事を分担して審判に必要な情報収集を行います。その結果得られた情報をもとに家事審判官である裁判官が後見等の開始及び後見人選任等の審判をすることになります。従前行っていた家庭裁判所調査官の包括調査を見直し、裁判所書記官と家庭裁判所調査官とで仕事を分けて、並行的に行うことにより、また即日に行えるものはその場で行うことによって、申立人と会うまでの最初の時間が短縮され、全体として審判までの審理期間が短くなったということになります。

次に監督事件の事務処理について説明します。後見等の開始事件は、その審判がされると事件が終了しますが、後見人の行う後見事務は、審判が確定してから始まり、本人が判断能力を回復するか、あるいは死亡して後見が終了するまで続きます。知的障害あるいは精神の障害等によって後見が開始した場合には、家庭裁判所は後見が終了するまで何十年という長い期間、後見監督をしていかなければならないということになります。監督事件は、裁判所が職権で立件します。開始の審判の際に、最初の監督予定時期を設定しますが、通常は、申立ての動機となった、例えば、被後見人である本人が相続人となっている遺産分割のために申し立てたというような場合は遺産分割が行われる時期、つまりその課題がある程度成果、進展があったと思われる頃に後見監督の時期を入れることになっています。特にそういった課題がなく、今後のためにとということで後見が始まったような場合には、一定期間経過後、通常は1年程度先に監督予定時期を入れています。そのようにして立件されて始まった後見監督事件は、通常の場合、本人の身上監護の状況や財産状況等について事務報告書、財産目録、収支状況報告書といった書類の用紙を照会書と共に後見人等に郵便で送付し、回答を待ちます。東京家庭裁判所の扱いでは、回答期限は、その文書を発送してから3週間としています。そのうちほぼ8割程度は期限内に戻ってきています。戻ってこない事件も催促することによって、ほとんど回答が来ます。それらの報告書を裁判所の担当者が点検し、問題がない場合には、次の監督の立件時期を設定し、その回の監督は終了します。催促をしても回答がない場合、報告書等から不正又は不適切な処理が認められる場合は、担当の裁判所書記官が面接を行ったり、家庭裁判所調査官による調査を行ったり、家事審判官による審問を行ったりして、その内容を明らかにします。さらに不正が明

らかな場合は、辞任勧告，あるいは解任，場合によっては告発という手続を行うこととなります。

(後見センター主任家庭裁判所調査官)

裁判所書記官と家庭裁判所調査官は、即日事情聴取というところで同じような事務を行っております。原則としては、裁判所書記官が行い、裁判所書記官が手がいっぱい無理な場合には家庭裁判所調査官が援助する態勢になっています。その後の進行管理等については裁判所書記官が全部行い、家庭裁判所調査官は、家事審判官から命令の出た調査を行うこととなります。大部分が本人調査という部分的な調査命令を受けています。ただ、部分調査であっても、足りない部分があれば、本人調査に後見人等の候補者や申立人に同席していただいて情報を収集しているのが実情です。本人調査というのは禁治産時代は法の規定はありませんでしたが、成年後見制度の根底に本人の残存能力を最大限尊重するという理念があり、「家庭裁判所は本人の陳述を聞かなければならない」と規定されたことから実施しています。ただし、本人が植物状態に近い場合や失語症でコミュニケーションができない場合で、かつ、施設等に入所して本人の監護状況等についてまったく問題がない場合には、本人調査を実施しない例もあります。本人調査は、申立時に本人を連れてきた場合は即日行っていますが、大部分は施設や病院、自宅に出張することがほとんどです。それを効率的に行うために、担当者は鉄道の沿線別になっており、できるだけ一度の調査で2件くらい調査をするようにしています。

本人調査の実情については、高齢者、知的障害者、統合失調症患者等の精神に障害のある方等とそれぞれ違ういろいろな問題があります。高齢者の場合は、突然伺っても本人が不安を抱いたりしますので、本人が一番安心できる存在の人に立ち会ってもらおうようにしています。また、施設等に事前に連絡をし、本人が一番いい状態の時に、調査が一番適切に行われるような時間や場所を検討して実施しています。また、立ち会っている親族の方々は介護等でたいへんな状況に置かれていますので、そういう方の心情にも配慮して実施しています。相続争いの前哨戦のような形で親族が争っていて、本人を囲むという形でなかなか本人の調査が実施できない、鑑定の手続に進めないことがあると進行が停滞しますので、そういう時には家庭裁判所調査官が囲い込んでいる当事者と接

触し、制度の趣旨を理解していただくと共に、その当事者の抱えている苦しさ等を十分くみ取って、最終的な解決のためにはやはり第三者の方にやってもらった方があなた方も楽なのではないですか、というような調整的な活動もしています。なお、親族が立ち会う場合でも、本人の真意を確かめる段階では、親族の方に退席してもらい本人の真意を再確認しています。

出張の苦勞としては、施設や病院等は、郊外の交通の不便なところが多く、山道を歩かなければならないということもあります。住民票がこの23区内にある方の後見等の申立を受け付けていますので、実際の調査の場所は県外ということもあります。近くの庁に依頼できるものは依頼しますが、なかなかそういうケースがないため、実際にはこちらが出張で行っていることが多いのが実情です。後見センターができてから一番遠い出張先は、種子島に行ったのが一人います。八丈島等の島への出張もかなりあります。

精神に障害をお持ちの方の場合は、病院に入っている場合は楽なのですが、自宅にいる場合には、なかなか接触するまでが大変であったり、面接場面でも危険なこともあり、家庭裁判所調査官としても苦勞があります。

(委員長)

後見センターについての説明は以上ですが、御質問・御意見がありましたらお願いします。

(家事関係委員)

成年後見制度の場合は、鑑定費用も5万円ないし10万円かかるし、その他諸々の費用がかかると思いますので、ある程度資産のある方でないと利用しにくい面があると思います。利用している方のそのような属性等の統計的な資料はあるのですか。

(後見センター裁判官)

そうしたデータは取っていません。どういう人が多いかというと、老人性痴呆、アルツハイマーや脳血管性痴呆と呼ばれている方が8割くらい、知的障害者と統合失調症等の患者、それが各1割程度だと思います。老人性痴呆の場合は、財産がなくても身内がいれば、身内に後見人等になってもらえれば多くの場合は報酬請求はされません。身内も財産もないという場合は少ない感じがします。その両方がない場合は、私どもとしては、そういう状態の方でも引き受

けてくれる専門家後見人を探すことになります。専門家後見人としては、東京家庭裁判所では、弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士から名簿をいただいていますので、それらの中からそういった条件で引き受けていただける方を探すわけです。よく公的機関から申立てをする場合に、自分で後見人を探さないといけないのではないかと後見人探しに時間をかけているケースがありますが、後見人候補者を推薦するのは義務ではありませんので、申し立ていただければ、こちらでも条件に合った人を一所懸命探すということになります。

これに対して知的障害者とか統合失調症患者等の場合には、年齢も比較的若く、若い時から働いていないので、財産のない場合が多くなります。多くの場合は、公的な保護を受けているのであまり難しいことはありませんが、ただ財産がない上、長く後見をやらしてもらわなければいけないので、やはりまずは身内の人を当てることになります。そうでない場合は難しく、これもやはり、そういう条件でもやってくれる方を探すということになります。

(委員長)

鑑定費用もないような場合はどうなのですか。

(後見センター裁判官)

本人に財産があれば本人負担の審判をしまして、本人の財産から取っていきます。区長申立ての場合で、区からの補助が出る場合もありますが、それも無い場合は後見等の開始、後見人の選任は行いません。

(弁護士委員)

八王子支部には後見センターはないと思うのですが、八王子支部での処理状況はどうですか。

(後見センター裁判官)

昨年の10月から、集中処理は始めましたが、即日事情聴取はなかなか実行できない状態のようです。

(弁護士委員)

私が後見人になったケースで、医療行為、例えば施設に入っている身寄りのない方が骨折したり、胃潰瘍で手術や輸血をしなければならないという場合に、病院に連れて行ったけれども、病院から後見人に医療行為の同意書を書いてほしいと言われるケースが何回かありました。そのようなケースについて裁判所

に相談があった場合、裁判所はどのような説明を後見人に行っているのですか。

(後見センター裁判官)

統合失調症患者の場合は、後見人は保護者の権限も持っていますので、入院の同意等はできるのですが、身体とか命に関わる行為についての権限は、学説上、後見人は持たないといわれていますので、できないと説明することになります。

(学識経験者等委員)

親族間の調停で出てきた話ですが、お母さんが呆けたため、兄妹のうち兄が後見人となりました。そのお母さんはずっと勤めていたので厚生年金等の年金がありました。その年金を後見人である兄が管理しようとしたところ、妹が、自分が管理しているお母さん名義の通帳に年金を入れてほしいと社会保険事務所あてに葉書を出したため、振り込まれる口座を変えられてしまい、現在は妹が持っているお母さんの通帳の方に年金が振り込まれてしまうということなんです。それは困るからといって兄がまた振込口座の変更手続きをしようとする、月の14日頃までに住所変更や通帳の振込先の変更が提出された場合、社会保険事務所としては変更手続きに応じることになる、と言われたということです。それで私は社会保険事務所に電話をかけて、後見人というのは財産管理をしなければならないのだから、後見人がこちらに送ってほしいと言ったら、指定された口座に送るものではないのですか、と尋ねたところ、年金は送られたら財産になるけれども送る前は財産ではない、ととてもわかりにくいことを言われました。裁判所が後見人を決めた場合、後見人はどこまでの行為ができるのかという説明や通知をどのような所に出しているのですか。

(後見センター裁判官)

問題点は、大きく言えば二つあると思います。一つは、後見人や保佐人の仕事や権限がまだあまり一般に理解されていないことです。先日、保佐人から苦情を受けたのですが、保佐人には預金の出し入れを含めた管理の権限を与えていますし、そのことは審判書にも書いてあるのですが、それでも郵便局や一部の銀行では、被保佐人である本人の委任状を持ってこないと言われます。これでは何のために保佐人を選任して代理権を与えたのかが分からないことになります。これは制度についての理解が浸透していないことに原因がある

ので、最高裁判所から郵政公社や銀行協会等に申入れをしてもらって、そうした理解を浸透させてもらわないとならないのではないかと考えています。

二つ目の通知については、後見人に対しては審判書を交付しますし、また登記もされますので、身分証明としてはそれで足りると思います。利害関係人や親族の方には通知は送いません。質問のケースでは、社会保険庁等の理解が必要だと思えますから、自分は後見人であるということを証明し、自分以外の者から口座の変更等の申請があっても効力を持たないことを強く言わないといけないと思います。

(委員長)

全体の問題として、周知に努めなければなりませんね。

(弁護士委員)

さきほど専門家後見人と言われましたが、専門家後見人の割合はどれくらいですか。

(後見センター裁判官)

全国平均で、徐々に増えつつあり、平成14年で16パーセントだったと思います。東京家裁では25パーセントくらいで、全国平均よりも約10ポイント高いということです。

(4) 広報関係について

(事務局長)

裁判所職員の研修会等への講師の派遣状況は、平成15年1月から12月までの1年間に、裁判官は延べ8箇所、29人を、一般職は50箇所程度、60人近くを派遣しています。関係機関に対し、裁判所の制度や当庁の運用を知っていただくことにより事件処理もより円滑になるという効果があり、今後もできる限り派遣していきたいと考えています。派遣の基準は、公共的団体の主催であること、目的、趣旨及び講義内容が裁判所の公正性に疑義が生じないことです。事務処理上支障がない場合に派遣しています。各委員におかれましては、裁判所が職員を派遣するということを何かの機会にPRしていただきたいと思っています。その際には、事務局人事課に連絡をいただければ派遣を検討します。

その他一般の広報活動のいくつかの実例を挙げますと、1点目としては各種

リーフレットの備え置きがあります。毎年最高裁では法律手続等の難しい部分を分かりやすく説明し、国民が家庭裁判所をより容易に利用できるようにしたリーフレット、パンフレットを作成しています。そのうち家事関係に関するものは当庁の受付に備え置いたり、関係機関に送付したり、東京都内の市区町村に送付して窓口で備え置くように依頼しているところですが、それと共に、当庁に見学に来られた方々にも家庭裁判所の理解を助けるためにお配りしています。平成15年度では、879人という多くの方に見学に来ていただいております。本日席上に配布した「東京家庭裁判所御案内」というリーフレットは、当庁独自で作成したものです。1階の総合案内所に備え置き、見学者等に配布し、身近な裁判所であるということを理解していただけるように努めています。

また、憲法週間や法の日週間に記念行事を行っています。憲法週間では、5月3日の憲法記念日を中心に、東京高等検察庁、東京高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所で合同で検討し、裁判所の憲法上の地位と国民生活の中で裁判所が果たしている役割についての広報活動を行っています。裁判所に対する国民の理解と信頼を深めるために、都内の高等学校に講師派遣の希望を募り、依頼があった学校へ講師を派遣しています。平成15年には、当庁の裁判官2人を派遣しました。また、弁護士会が企画した庁舎見学のスタンプラリーにも協力し、参加者に対し当庁から記念ボールペンを配布しました。法の日週間については、10月1日の法の日を中心に、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京高等検察庁、東京高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所で検討し、法の役割とその重要性を国民に理解していただくことを目的として、やはり講演の希望のある高等学校へ講師を派遣しています。平成11年から平成15年までの5年間で、憲法週間・法の日週間で6校に裁判官を派遣しました。

広報ビデオの貸出しも行っています。最高裁作成の少年事件を扱った「少年審判―少年の健全な育成のために」というビデオがありますが、これを学校等に貸出しをして、少年事件の理解を深めていただいております。ただ、そういうビデオがあるということは現在のところ口コミによっておまして、その辺の広報をどうしたらよいかということは今後検討しなければいけないと思っております。また、家事関係につきましては、当庁作成のビデオで模擬調停や模

擬審判を取り上げた「それぞれの交差点」というものがあります。これは当庁の見学者に見ていただいております。調停や審判などの手続の理解を深めていただいているところです。このビデオは貸出しを行っていませんが、職員が講師として行く場合には、職員が説明しながら見ていただいております。

庁舎見学の実施については、他の家庭裁判所と比較して、かなり多くの方が見学に見えています。一般の方、大学生、あるいは小学生も授業の一環として見学をされています。また、海外からの法律関係者も見学に来られております。裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の講義を聴きたいという希望があれば、例えば小学生の団体見学の場合には、事前に、裁判官になってよかったことは何ですか、というような質問がありますので、できるだけ若手の裁判官に出していただいて、それにお答えするというような対応をしているところであります。

ホームページの開設については、以前は最高裁判所だけが行っていましたが、下級裁判所各庁のホームページができました。当庁のホームページでは、当庁独自の調停等の申立書の書式例を紹介したり、養育費等の算定表を掲載して、利用しやすい裁判所を目指しております。

それから少年法の改正を機会に、一般の方と報道関係者に、あらかじめ企画内容を新聞等で周知して、平成13年10月に職員の配役により模擬少年審判を実施しました。応募者がかなり多くなったため抽選が必要になり、テレビやニュース、新聞でも取り上げられ、相当程度国民へのアピールになったと思います。また、平成12年4月に成年後見制度について法改正がありましたので、改正内容を国民によく知っていただくために、新しい成年後見制度に関する説明会を開催しました。600名くらいの方が参加されました。さらに、人事訴訟が今度4月から家庭裁判所で取り扱われますので、来週3月29日午後2時から報道関係者に対し、人訴移管に関する説明会を予定しており、手続の概要を説明し、併せて法廷、裁判官室、書記官室等の設備を見ていただき、テレビカメラや、写真撮影も、行っていただいて、PRに努めたいと思っております。

それから、今日席上に配布した「離婚後に子どもの氏を変更したい方へ」は、協議離婚後に子どもの氏を変更したい方が、裁判所に、どのようにしたらよいのかと問い合わせがかなり多くありましたので、この手続等の説明を記載した

パンフレットを当庁の家庭裁判所調査官等の協力により作成しました。これは本庁用になっております。八王子支部用も作成しようと考えているところですが、とりあえず本庁用を都内23区に配布し、窓口に置いてもらったり、区の相談員に見て勉強してもらったり、区の広報にこれを載せてもらって一般の方に周知していただこうと思っております。このパンフレットは、来週には配布できる予定です。

調停委員等への研修の実施状況について説明いたしますが、人事訴訟が移管されるため、2月に人事訴訟法による参与員に対し研修を行いました。調停委員から選任された80人、外部機関の推薦により選任された65人を対象に、人事訴訟における参与員の役割等について一日かけて研修を実施しました。そのほかに家事調停委員に対しては、調停委員に任命される4月と10月に1週間くらいの研修を行っています。また、任命後1年経過時、あるいは3年目、5年目という節目の時に、さまざまな研修を実施しております。これ以外に調停協会独自の研修や希望者による勉強会も行っており、それぞれ当事者の紛争をより迅速かつ適正に解決できるように努めています。

広報関係は以上ですが、裁判所のPRの仕方がやはり弱いのではないかと問われておまして、今後、ホームページをどのような形で活用していくのか、あるいは、どういう形でPRができるのか、御意見をいただきながら研究し、これまで以上に裁判所を周知していくことが大事だと思っております。

(委員長)

何か御質問、御意見はございますか。

(弁護士委員)

裁判所が広報活動について大変努力されているのは分かりますが、弁護士会と同様に広報努力というか広報活動が弱いところですよ。今の報告の中で、例えば、広報ビデオの貸出しという報告がありましたが、貸出しをしているビデオはあるけれども、平成6年に作成したものは貸出しをしていないという説明ですが、これは、特に一般に貸し出すことについて抵抗や問題があるのですか。

(事務局長)

家事事件を扱った「それぞれの交差点」というビデオは、配役が職員なのですが、例えば模擬審判、模擬調停をビデオで見ても、こういう事件

があった時にはこういう形で進んでいきますということを、見ていただく方に正しく捉えていただければいいのですが、誤解を生じやすい部分もある内容となっていますので、職員が説明をしながら見ていただくのが相当だろうということで、貸出しは行っていません。

(裁判所委員)

それに、そのビデオは古いのです。

(弁護士委員)

良い物であれば、例えば、中学校、高校辺りで授業に使ってもらおうという形で宣伝していくとかなり利用されるのではありませんか。

(裁判所委員)

事前に配布いたしました資料には、最高裁判所が作成したビデオの貸出回数が1回と記載されていますが、実際には、外部の機関からの依頼を受けて職員が講師をする際には、そのビデオを持って行って受講者に見ていただくということもしていますから、実際の利用回数はもっと多いのです。今後、需要が多ければ、もう少し考えてみたいとは思っています。

(弁護士委員)

大学の授業で学生に見せるために少年審判のビデオを借りることができるのですか。

(裁判所委員)

差し支えないと思います。

(事務局長)

具体的な御希望がございましたら、総務課に連絡をいただければ、お貸ししたいと思っております。

(裁判所委員)

それは広報用ですから、そういう形で使っていただくことはいいことだと思います。事務局長が説明した「それぞれの交差点」や模擬少年審判のビデオは職員が役者として出てくるので、その肖像権の問題があります。ですから最高裁の広報用のビデオを使っていただきたいと思います。

(5) 次回の開催日等について

(委員長)

次回の議題について意見を伺います。次回には、人事訴訟も動いていますので、その報告もできると思いますが、何か意見はございますか。

(弁護士委員)

一案ですが、本日は、人事訴訟関係、家事関係のことについて説明がありましたので、次回は少年事件、少年審判に関する関係で、特に家裁調査官がどのような仕事をしているのか、その実情を伺いたいと考えております。

(委員長)

それでは重点的に少年審判の関係を中心にして、時間があれば当庁の遺産分割事件の処理態勢についても御説明するというところでいかがでしょうか。

(出席委員)

(異議なし。)

(弁護士委員)

できれば次々回くらいで構いませんが、前回も今回もお聞きしたように東京家庭裁判所本庁は非常に充実していると思っておりますが、八王子支部は、後見センターも無ければ、即日審判も無いということで非常に格差を感じます。是非、八王子支部の実情を御報告いただいて、できれば八王子支部の庁舎に出かけて行って、委員会も一度そこでやっていただきたいという希望を持っています。私は日常的に八王子支部に伺ってますが、庁舎は狭く、廊下で待ったり、対立当事者が廊下ですれ違わざるを得ないというような問題もあるからです。

(委員長)

検討させていただきたいと思えます。

(弁護士委員)

できれば是非、次回の日取りを決めていただくとともに、八王子に行くとなると他の委員の皆さまの御都合もあると思うので、次々回の日取りもこの場で決めていただきたいと思えます。

(弁護士委員)

次回が6月ですと、私たちの任期は7月いっぱいですので、任期前に2回ほど入れていただきたいと思えます。今日のお話も中身として充実していたと思えますが、1回の、この2時間の中でやると非常にタイトだと思えます。人訴のスタートしたことも大事なことですし、少年審判のケースも大事なことです。

また、これに関連する児童の虐待というようないろんな問題も家裁では抱えているところで、非常に関心を集めています。そういうことの話も聞かせていただければと思いますので、任期が終了する間に2度ほど期日を入れていただければ大変ありがたいと思います。

(委員長)

それでは、6月に1回と7月に1回を予定したいと思います。次回の開催期日は6月22日午後2時から、次々回の開催期日は7月20日午後2時から開催することを予定しまして、本日の家庭裁判所委員会を終了いたします。